

証券仲介業制度の創設に伴う本協会諸規則の適用について

平成16年2月6日

日本証券業協会

本協会では、本年4月から開始される証券仲介業制度に関し、同制度の円滑な実施及び投資者保護の観点から、証券仲介業者及びその役職員に対する本協会の自主規制規則の適用について「証券仲介業制度に関するワーキング」を設置し、検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキングにおける検討結果を踏まえ、以下のとおり本協会諸規則の適用等について取りまとめたので、公表する。

1. 本協会諸規則の適用

項 目	内 容	備 考
○本協会諸規則の適用に係る基本的な考え方	・ 証券仲介業者は投資勧誘を行う主体であり、投資家保護の観点から、適正な業務遂行を確保するため、その業務範囲に応じて、本協会の自主規制規則を適用させる必要がある。 ・ 証券仲介業者は本協会の協会員ではないため、証券仲介業者が所属する協会員（以下「所属協会員」という。）に対して証券仲介業者に必要な自主規制規則の遵守を指導、監督するよう義務付けることにより、実効性を担保する。	
I 外務員資格制度		
（1）外務員の登録		
① 外務員資格	・ 証券仲介業者の役職員が外務員登録する場合には、外務員資格を要件とする。 ・ 証券仲介業者の外務員資格は既存の外務員資格を準用する。その資格は次の3種類とする（証券仲介業者の外務員は以下のいずれかの資格を要する）。 - イ 一種外務員・・・証券仲介行為のすべてを行うことができる。 - ロ 信用取引外務員・・・二種及び信用取引に係る証券仲介行為を行うことができ	・ 公慣規第15号第4条関係

② 外務員資格試験の受験 ③ 外務員登録 (2) 外務員に対する研修	る。 ハ 二種外務員・・・現物の有価証券（ワラント等を除く）の証券仲介行為を行うことができる。 - 証券仲介業者の役職員及び個人の証券仲介業者（契約予定者等を含む）が外務員資格試験を、所属協会員を通じて受験できるように手当てする（特別会員を所属協会員とする場合にも上記の（会員用）資格試験が受験できるように手当てする。）。 - 試験の内容・方法、受験申込みの方法、不合格の場合の取扱いについては現行と同じとする。 - 証券仲介業者の外務員に係る外務員登録の申請主体は証券仲介業者であるが、登録申請手続きは、所属協会員を通じて本協会に対し行うこととする（協会 WAN からの入力）。 - 登録完了通知、登録事項の変更手続き、登録の抹消手続き、登録手数料の支払い等については、登録申請と同様、所属協会員を通じて行うこととする。 - 所属協会員は、委託先の証券仲介業者の外務員（個人の証券仲介業者を含む。）に対し、本協会が定める「資格更新研修（5年ごとに受講）」を受講させるものとする。ただし、当面、所属協会員が特別会員のみである場合には「営業員再研修（3年ごと）」の受講とする。	- 外務員試験規則第 13 条関係 - 併せて、特別会員の役職員が会員用資格試験を受験できるように手当てする。 - 外務員試験規則第 14 条～19 条関係 - 現在のシステムを利用して外務員データの登録を行う。 - 公慣規第 15 号第 7 条関係 - 公慣規第 15 号第 8 条～10 条、16 条関係 - 公慣規第 15 号第 18 条、19 条関係
---	--	--

Ⅱ証券仲介業者の外務員に係る禁止行為	・ 所属協会員は、個人の証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員が法令に規定する禁止行為のほか、証券仲介業に関し次に掲げる行為及び不適切行為を行うことのないように指導、監督を行うものとする。 ① 損失補てん、利益提供 ② 顧客に無断での媒介 ③ 自己の計算による信用取引、先物取引等 ④ 過大な数量の有価証券取引の勧誘 ⑤ 顧客との共同計算による取引 ⑥ 向い呑み ⑦ 名義貸し、住所貸し ⑧ 仮名取引となる取引の媒介 ⑨ 顧客への交付書類の未交付 ⑩ 顧客との金銭、有価証券の貸借 ⑪ 職務上の秘密の漏洩 ⑫ 外務員限りの広告等 ⑬ 投信の乗換え勧誘時に重要な事項の説明をしないこと ⑭ 顧客からの一任勘定取引	・ 公慣規第 8 号第 9 条 3 項関係
Ⅲ外務員の処分等 (1) 事故連絡、事故顛末報告	・ 所属協会員は、個人の証券仲介業者又は証券仲介業者の外務員において法令、諸規則の違反行為があったことが判明した場合には、本協会に対し、証券事故の連絡及び事故顛末報告を行うものとする。 なお、所属協会員は、法人の証券仲介業者及び証券仲介業者の役職員（外務員以外の役職員）に係る法令、規則違反について金融庁（又は財務局）へ事故届出及び事	・ 公慣規第 8 号第 11 条、12 条関係 ・ 定款施行規則第 6 条関係

(2) 不適格者の排除 V 証券仲介業者に係る投資勧誘ルール (1) 投資勧誘の基本原則 (2) 各種取引についての投資勧誘規制	その外務員として登録する者 ロ 法人の証券仲介業者と委託契約を締結する場合・・・当該証券仲介業者の役員及び使用人で外務員として登録する者 ハ 委託先の証券仲介業者が新たに外務員を登録する場合・・・当該証券仲介業者が外務員登録する者 ・ 本協会は、上記の照会を受けた場合には、過去5年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、所属協会員に回答する。 ・ 上記の照会の結果、当該者が本協会又は金融庁（財務局）から処分を受けた者であって、当該処分期間を経過していない場合には、所属協会員は当該者に外務行為を行わせてはならないものとする。 ・ 証券仲介業者は投資勧誘を行う主体であるため、所属協会員の「顧客カード」を活用する等による顧客属性の把握と適合性原則の遵守及び顧客への自己責任原則の徹底といった投資勧誘の基本原則については、所属協会員が証券仲介業者に徹底するものとする。さらに、所属協会員は自らが定める取引開始基準についても証券仲介業者がこれを遵守するように指導するものとする。 ・ 所属協会員は、次の規則等における投資勧誘規制について証券仲介業者が遵守するように指導、監督するものとする。 イ 店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則（公正慣習規則第2号）	・ 公慣規第8号第5条関係 ・ 公慣規第9号第2条～5条関係
--	--	---

VI内部管理体制の整備 (1) 内部管理責任者の配置 (2) 広告等の審査 (3) 社内規則の整備 VII顧客との紛争に係るあっせん制度等 (1) あっせん制度 ①顧客からのあっせんの申立て ②あっせん手続き	ロ 外国証券の取引に関する規則（公正慣習規則第4号） ハ 協会の投資勧誘、顧客管理に関する規則（公正慣習規則第9号） ニ 国内 CP 等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について（理事会決議） ・ 所属協会の内部管理責任者が証券仲介業者に対する指導、監督を行うものとする。（⇒証券仲介業者に内部管理責任者を配置することは求めない）。 ・ 証券仲介業者が証券仲介業に関する独自の広告又は景品類の提供を行う場合には、当該広告及び景品類の提供について、所属協会が審査を行うこととする。 ・ 所属協会は、証券仲介業者に法令・諸規則を遵守させるため、社内規則及び内部管理体制を整備させるものとする。 ・ 顧客から本協会に対し、証券仲介業者に係るあっせんの申立てがあった場合には、証券仲介業者のみならず、所属協会も当事者としてあっせん手続きに参加するものとする。 ・ あっせん委員は、紛争の当事者である証券仲介業者のみならず、所属協会に出席を求め、事情を聴取することができる。	・ 公慣規第13号第11条関係 ・ 公慣規第7号第5条関係 ・ 紛争処理規則第1号第13条関係 ・ 紛争処理規則第1号第15条関係
---	---	--

VIII証券仲介業固有のルール (1) 所属協会員が複数の場合の取扱い (2) 委託契約の締結 (3) その他の報告事項	・ 複数の所属協会員が存在する場合、本協会への外務員登録申請手続き、外務員資格試験申込みなどについては、代表の所属協会員1社を決め、当該代表の所属協会員が行うこととする。ただし、証券事故の連絡、事故顛末の報告、苦情・あっせん制度などについては、複数の所属協会員がそれぞれにおいて対応する。 ・ 所属協会員は、次に掲げる事項を盛り込んだ委託契約を証券仲介業者との間で書面により締結するものとし、当該契約をしたとき又は解約したときは、本協会に報告するものとする。 - イ 証券仲介業者及びその役職員が法令及び自主規制規則を遵守すること - ロ 本協会が所属協会員に対し、個人の証券仲介業者及び外務員に係る処分（協会処分）を行った場合には、証券仲介業者及びその役職員は当該処分に従うこと - ハ 本協会が所属協会員に対し、証券仲介業者からの事情聴取あるいは資料提出を求めた場合には、証券仲介業者はこれに応じること - ニ 所属協会員が証券仲介業者に対し検査を行うことができること、また、この場合に証券仲介業者はこれに応じること ・ 所属協会員は、証券仲介業者が証券仲介業に関して、訴訟を提起し若しくは提起され又はその訴訟が終結したとき並びに調停を申立て若しくは申立てられ又はその調停が成立したとき、には本協会へ届け出る。	・ 定款施行規則第6条関係
--	---	---

〔凡例〕

定款施行規則・・・定款の施行に関する規則

公慣規第7号・・・広告及び景品類の提供に関する規則（公正慣習規則第7号）

公慣規第 8 号・・・証券従業員に関する規則（公正慣習規則第 8 号）
公慣規第 9 号・・・協会の投資勧誘、顧客管理に関する規則（公正慣習規則第 9 号）
公慣規第 13 号・・・協会の内部管理責任者等に関する規則（公正慣習規則第 13 号）
公慣規第 15 号・・・協会の外務員の資格、登録等に関する規則（公正慣習規則第 15 号）
外務員試験規則・・・証券外務員等資格試験規則
紛争処理規則第 1 号・・・協会と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則（紛争処理規則第 1 号）

2. 証券仲介業に係る自主規制規則の体系

- ① 証券仲介業制度に係る自主規制規則として、新たに「証券仲介業者に関する規則（仮称）」を制定し、基本的に同規則において上記の証券仲介業制度に関する諸規制をまとめて規定する。
- ② 証券仲介業者に係る外務員資格試験制度、顧客との紛争の解決に係るあっせん制度、証券事故の確認申請に係る審査制度については、既存の各規則において所要の改正を行う。
- ③ 上記①、②のほか、証券仲介業制度の導入に伴い既存の諸規則において所要の整備を行う。

3. 今後の予定

本パブリックコメントの募集終了後、寄せられた意見等を踏まえ関係諸規則の制定、整備を行い、本年 4 月 1 日から施行する予定である。

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成 16 年 2 月 6 日から平成 16 年 2 月 20 日 17：00 まで（必着）

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

（注）住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関する問い合わせ先：

日本証券業協会 会員部 担当：三森、鵜飼、丸山（Tel：03－3667－8453）

以 上